

2014年10月20日

2014年度中堅職員ステップアップ研修(1)

領域1区分A

図書館サービスと著作権

井上 奈智(国立国会図書館)

1.著作権とは

著作物を利用する際にはたらく権利。著作権者は、著作物を無断で利用されない、利用を許諾するといったように、著作物の利用をコントロールできる。著作権のはたらく行為を著作権者以外が行う場合は、著作権者からの了解(契約)が必要である。

2.著作物とは

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。(2条1項1号)

- (a)「思想又は感情」 ×単なるデータ
- (b)「創作的」 ×ありふれたもの、模倣品
- (c)「表現したもの」 ×アイディア(表現されていない)
- (d)「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」 ×工業製品

3.利用する際に考えること

スタート(契約があれば従う)

↓

保護の対象となる著作物か

↓(YES)

保護期間が存続しているか

↓(YES)

著作権のはたらく行為か

↓(YES)

権利制限規定が適用できるか

↓(NO)

著作権者からの許諾が必要

4. 実際の利用（閲覧）

①紙資料（図書、雑誌）の閲覧してもらう

-著作権がはたらかない行為。

∴ 著作権者からの許諾は不要。

②音楽 CD の聴講してもらう

-「演奏」（第 2 条第 7 項）・「演奏権」（第 22 条）の対象に。

-「非営利・無料」の演奏（第 38 条第 1 項）に該当。

∴ 著作権者からの許諾は不要。

③ディスプレイを通じてってもらう

-「上映」（第 2 条第 1 項第 16 号）・「上映権」（第 22 条の 2）の対象に。

-「非営利・無料」の上映（第 38 条第 1 項）に該当。

∴ 著作権者からの許諾は不要。

5. 実際の利用（お話し会、上映会）

①お話し会

-「口述」（第 2 条第 1 項第 18 号）・「口述権」（第 24 条）の対象に。

-「非営利・無料」の口述（第 38 条第 1 項）に該当。

∴ 著作権者からの許諾は不要。

②上映会

-「上映」（第 2 条第 1 項第 16 号）・「上映権」（第 22 条の 2）の対象に。

-「非営利・無料」の上映（第 38 条第 1 項）に該当。

※1980 年代後半から、図書館における上映会に対し、権利者団体が問題視するようになった。1986 年から、日本図書館協会において一定の取り組みを行うようになり、2001 年 12 月 12 日、日本映像ソフト協会（ビデオソフトの関係団体）と「合意書」を締結した。

-合意書の内容：

・「上映権付き」・許諾済みビデオグラム→無許諾で上映できる。

・興業で上映されるとは考えられない教育的・文化的内容のビデオグラムは上映可。

・個人貸出・視聴用に承認されたビデオグラムについては、この条項を適用する。

6. 実際の利用（貸出）

①映画以外 ……書籍・雑誌・新聞・音楽 CD など

-「非営利・無料」の貸与（第 38 条第 4 項）に該当。

∴ 著作権者からの許諾は不要。

②映画（書籍・雑誌の付録 CD・DVD に含まれている場合も含む）

- 「頒布」（第 2 条第 1 項第 19 号）・「頒布権」（第 22 条の 2）の対象に。

∴ 著作権者からの許諾は必要。

参考：日本電子出版協会(JEPA) の図書館館外貸出可否識別マークが判断材料になる。



7. 実際の利用（複製）

- 「複製」（第 2 条 1 項 15 号）・「複製権」（第 21 条）の対象に。

- 「図書館における複製」（第 31 条 1 項 1 号）に該当。

∴ 著作権者からの許諾は不要。

主な複製の権利制限規定

根拠条文	複製の主体	使用目的	対象資料	複製の範囲
第 31 条 1 項 1 号	公共・大学図書 館等	調査研究	所蔵資料	原則として著 作物の一部分
第 35 条 1 項	教育を担任する者や その授業を受ける者 (学習者)	授業の過程における 使用	制限なし	必要と認めら れる限度内
第 42 条 1 項	限定なし	裁判・立法・行政内部 資料として必要な場 合	制限なし	必要と認めら れる限度内
(参考) 第 30 条 1 項	使用する者	個人的・家庭内など	制限なし	制限なし

・複製の主体は図書館である（利用者ではない）

-複製の可否や資料を複製する範囲などは図書館が決めてよい

-著作権チェック（複製申込書記入）が必要

・所蔵資料、寄託資料が対象である

-ウェブページは不可

-他館資料は不可

※「[借受ガイドライン](#)」により、相互貸借による他館資料も図書に限り認められる。

・「複写」の範囲や方法が限定されていない

-紙のコピーだけでなくダウンロードや録音録画なども含まれる。

-FAX や電子メールで複写物の送信ができない（公衆送信権がはたらく）

※大学の場合は、「[大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン](#)」により、例外がある。

・著作物の一部分が複写の範囲

-「著作物」とは「資料」そのものではない。

■論文集・短編集■ 論文・短編の一部分

■写真集・画集・書集■ 写真や絵画、書の一部分（同一性保持権との関連から複写不可とする見解もある）

■歌集・楽譜集・歌詞カード■ 1曲の半分

■CD やレコードのジャケット■ その半分

■一枚ものの地図■ 地図の半分

■住宅地図■ 見開きの半分

■俳句・短歌・詩歌・事典の一項目■ その半分。

※「[写り込みガイドライン](#)」により、事実上複写可に。同一紙面は、遮蔽を要しない（ただし、楽譜、地図、写真集・画集（書の著作物を含む）、雑誌の最新号を除く）。

・「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部」の意味

-「発行後相当期間」とは、次号発行又は3ヵ月経過後。

-「図書」か「定期刊行物」かの区別は、各館の解釈に委ねられている。

-最新号は図書等と同じ扱い（複写不可という見解もある。）。

<参考資料>

・[文化庁著作権テキスト](#)（平成26年度）

・図書館サービスと著作権（改訂第3版）、日本図書館協会、2003

・Q&A で学ぶ図書館の著作権基礎知識（第3版）、黒澤節男、2011